

貝塚市後期高齢者重複多剤服薬対策事業委託契約書（案）

貝塚市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、重複投薬・多剤投与が見込まれる後期高齢者医療保険被保険者に対し、薬剤師が介入し服薬問題を解消することを目的とした服薬・保健指導業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、重複投薬・多剤投与が見込まれる後期高齢者医療保険被保険者に対して服薬・保健指導を行い、被保険者の意識改善、健康被害の防止につなげることを目的とする。

（業務内容）

第2条 この契約によって、甲は服薬・保健指導業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
2 乙は、仕様書に基づき、委託業務を行うものとする。

（対象者）

第3条 委託業務の対象者は、仕様書に規定する者とする。

（委託期間）

第4条 この契約の有効期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託業務の委託料は、別紙2「内訳書」のとおりとする。ただし、消費税率は、業務成果品の引渡しがある場合は引渡し日までに、業務成果品の引渡しが無い場合は甲が業務の完了に係る検査を終えるまでに消費税及び地方消費税の税率が改正されたときは、改正後の消費税及び地方消費税の税率に変更するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第6条 甲は、乙からの業務完了報告を受けた日から10日以内に検査をしなければならない。検査終了後乙は、委託料の請求ができるものとする。
2 甲は、乙から委託料の請求を受けたときは30日以内に乙に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、当該事業における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。また、本業務の契約金額に占める再委託の金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。

(譲渡の禁止)

第8条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第9条 乙が、本件業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故並びに損害については、甲に故意又は重過失のない限り、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、乙に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について乙は甲と協議するものとする。

(情報資産の保護)

第10条 乙は、データの処理及び運営支援を行うに当たって知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この秘密の保持の義務はこの契約終了後も継続するものとする。

2 乙は、データの処理及び運営支援に際しては、データの管理が適正に行われるよう、万全の注意を払わなければならない。

(個人情報保護)

第11条 乙が委託業務を実施するに当たっては、保健指導事業の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別記貝塚市個人情報取扱特記事項に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

- (3) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (4) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が委託業務の入札に関し行なった行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは委託業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を受託者に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団員等の排除)

第13条 甲は、貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。以下「条例」という。）第7条に規定する元請負人及び下請負人等が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められる場合にあつては、条例第8条第1項第6号の規定に基づき、この契約を解除するものとする。

(協議)

第14条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙が誠意を持って協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第15条 前条の協議によつてもなお、この契約の履行につき紛争が生じた場合、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所として紛争を処理するものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲)

大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
貝塚市
貝塚市長 牛尾 治朗

(乙)